年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動

期　間
12月11日
～20日

スローガン
渡れそう
今なら行けるは
もう危険

　年末の気ぜわしさに加え、外出や飲酒の機会が多くなり、心のゆとりがなくなって、ちょっとした不注意が大きな事故を起こします。
　お酒の機会も多くなりますが「一杯ぐらいなら運転しても大丈夫」という安易な気持ちは捨てて、自分だけではなく相手や家族のことを思い浮かべ、絶対に飲酒運転はやめましょう。

◎事故に遭わない・起こさないために！

・飲酒運転は絶対ダメ！飲ませてもダメ！
・歩行者、自転車利用者は、反射材の着用などで自分の存在を相手に知らせよう！
・自転車の二人乗りや傘をさしながらの運転はやめましょう！
・携帯電話の使用をしながらの自転車・自動車の運転はやめましょう！
・夕暮れどきや早朝の早めのライト点灯を！

　今年に入り、残念ながら町内で不幸にも１件の交通死亡事故が発生しました（９月30日時点）。
　車を運転される方だけでなく、歩行者や自転車に乗る方も「一人一人の交通ルールの徹底」と「事故に遭わないための心がけ」で交通事故をなくしましょう。

交通安全パレード

みなさん見にきてね

　ひまわり大橋から海田サティまで、交通安全パレードを行います。
　バトントワリングと吹奏楽演奏とともに、交通安全を呼びかけます。
　ぜひご観覧ください。

★日時
　12月13日（日）13時30分～
★パレードコース
　ひまわり大橋～海田サティ
★出演
　海田バトン／海田中学校吹奏楽部

年末・年始のごみ収集

生活安全課環境センター　☎８２３－４６０１

今年のごみは、今年のうちに！

　年末には多量のごみが出ます。指定された日に正しく出しましょう。
　可燃物以外のもの（資源物・有害ごみ・大型ごみ・埋め立てごみ）は、環境センターに直接搬入できます。
　直接搬入の際は、混雑しますので、あらかじめ分別してお持ちください。
（運転免許証など住所を確認できるものを持参してください）

※可燃ごみは、指定された日にステーションに出すか、安芸クリーンセンターへ
●安芸クリーンセンター
　搬入時間
　８時30分～12時・13時～16時30分
　休み　12月29日（火）～１月３日（日）

年末年始ごみ収集等日程

月　日	曜	燃やせるごみステーション（燃やせるごみ収集）	環境センター搬入（可燃物以外）
12月26日	土	－	９時～11時30分
12月28日	月	月・木地区	９時～12時 13時～16時
12月29日	火	火・金地区	９時～12時 13時～15時
12月30日～１月３日　収集・搬入なし			
１月４日	月	月・木地区	９時～12時 13時～16時

火の用心

冬場になると空気が乾燥し強い風が吹くことも多くなるため、大きな火災がおこりやすくなります。年の瀬で何かと慌ただしい時季ですが火の後始末には十分注意しましょう。

火災の原因

○タバコ
　寝タバコやタバコのポイ捨てはやめましょう。

○火遊び
　こどもの火遊びはちょっとした不注意で大きな火になってしまうことがあります。

○ストーブ
　カーテンや洗濯物などの近くに暖房器具を置くと思わぬことで火が移ってしまうことがあります。

○放火
　屋外に新聞紙などの燃えやすいものを置いておくとそれを狙って放火されるケースがあります。

　火災時には、煙による被害も多くあります。煙で視界をさえぎられたり、呼吸困難になったりすることがあります。姿勢を低くしてハンカチやタオルを口と鼻に当てて避難する訓練をしましょう。

問い合わせ　生活安全課☎823－9208

高齢者

住宅用火災警報器設置費の助成について

　すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、既存の住宅は平成23年５月末までに寝室・階段等に設置が必要です。
　高齢者の方に、購入・設置費用の一部を助成します。

対象者
　町民税非課税世帯で、65歳以上のひとり暮らしか、65歳以上の方のみの世帯

助成になる機種・設置場所
　煙感知式でNSマークのついた住宅用火災警報器で寝室・階段に取り付けたもの（借家の方は所有者の承諾が必要）

助成金額
　購入・設置にかかった費用の２分の１（上限5,000円、100円未満切捨）

請求に必要なもの
　印鑑、火災警報器の領収証、火災警報器の機種がわかる書類（取扱説明書等）、助成金の振込口座がわかるもの

問い合わせ　福祉課☎823－9207

ご存じですか？ 野焼きの禁止

　ドラム缶・ブロック囲い・その他の不適正な焼却炉でごみなどを焼却する行為（野焼き）は、原則として禁止されています。
　最近、「近所の人が野焼きをしているので、煙や悪臭で布団や服に臭いがついて困る」といった意見が多く寄せられています。この時季は空気が乾燥し、風が強く吹く日が多いため、臭いだけでなく、火災が発生することもあります。
　野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、法律に違反して野外焼却をした場合、５年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科に処せられます。（併科とは２つ以上の刑に科することです）
　ごみは「家庭ごみの正しい出し方」に従って、ゴミステーションへ出してください。
　地域の良好な環境は、ルールを守ることから始まります。

生活安全課☎823－9208